

# FMCだより

4  
2011

4月1日といえば、日本では新しい年度のスタートする日になっています。  
様々な大きな変化の起こる日ですね。

皆様の状況はいかがでしょうか。何か変わられましたか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせ  
ください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

# 8,000万円が4,800万円に、 相続税の改正

平成23年度税制改正、とりわけ平成23年4月1日以後の相続から適用開始となる、相続税の改正について、お届けします。

## 相続税とは

まず、そもそも相続税とは、次の課税対象額が発生した場合に課税がされるものです。

$$\text{課税される遺産総額} - \text{基礎控除額} = \text{課税対象額}$$

つまり、基礎控除額よりも課税される遺産総額が大きければ相続税が課税されることになり、相続税の申告や納税の手続きが必要となります。このように、基礎控除額というものが設けられていることから、遺産を相続したすべての者が相続税の申告や納税の手続きをするわけではありません。実際、死亡者数に対する相続税の申告対象者数の割合は改正前であれば4%程度でした。したがって、大多数の方は相続税の申告対象とはなっていないのです。

少し、用語について補足しますと、まず「課税される遺産総額」とは、遺産相続される財産から債務や葬式費用その他制度上、相続税が課税されない遺産を除いたものに、相続時精算課税（生前贈与のうち相続時に課税を精算すると選択したもの）の適用を受けた贈与財産や相続開始前3年以内に贈与があった財産を足したものをいいます。また、「基礎控除額」とは、定額控除に法定相続人(※)の数に応じて計算した金額を上乗せした金額をいいます。

(※)法定相続人とは、民法上規定されている相続人となるべき人を指します。（民法886以降）

## 改正の内容

相続税についてどのような改正がなされるのか、主な改正項目は次の通りです。

### 1. 基礎控除額の見直し

相続税の基礎控除額が次のように改正されます。

改正前	5,000万円（定額控除） + 1,000万円×法定相続人の数
改正後	<b>3,000万円</b> （定額控除） + <b>600万円</b> ×法定相続人の数

たとえば、法定相続人が配偶者、子（2人）の場合、法定相続人の数は3となり、**改正前は8,000万円**の基礎控除額ですが、**改正後は4,800万円**となります。

### 2. 制度上課税されない死亡保険金に係る非課税枠の見直し

相続とみなされる死亡保険金について、一定の非課税枠が設けられています。その非課税枠が次のように改正されます。

改正前	500万円×法定相続人の数
改正後	500万円×法定相続人の数（ <b>未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る</b> ）

たとえば、法定相続人が配偶者、子（2人・いずれも成人）の場合で、配偶者のみ被相続人と生計を一にしていた場合には、死亡保険金のうち**改正前は1,500万円が非課税**となりますが、**改正後は500万円が非課税**となります。

## 改正による影響

それでは、先の2点の改正項目について、改正前と改正後ではどのように変わるのか、改正による影響を、次の設例をもとに、一緒に考えてみましょう。

### 設例：

[法定相続人] 妻、子2人(いずれも成人)…妻のみ被相続人と同居で生計一  
 [遺産内容] 預金1,000万円  
 不動産 5,000万円 (居住用土地4,000万円・建物1,000万円)  
 保険金 3,000万円 (死亡保険金であり、相続税の非課税対象となるもの)

改正前	基礎控除額 $5,000万円 + 1,000万円 \times 3人 = 8,000万円$ 保険金の非課税限度額 $500万円 \times 3人 = 1,500万円$ 課税される遺産総額 $1,000万円 + 5,000万円 + (3,000万円 - 1,500万円) = 7,500万円$ 課税対象額 $7,500万円 < 8,000万円$ ∴基礎控除額の方が大きいため、相続税の申告・納税義務なし
改正後	基礎控除額 $3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$ 保険金の非課税限度額 $500万円 \times 1人 = 500万円$ 課税される遺産総額 $1,000万円 + 5,000万円 + (3,000万円 - 500万円) = 8,500万円$ 課税対象額 $8,500万円 - 4,800万円 = 3,700万円$ ∴課税対象額が発生＝申告義務あり

もし不動産が特定居住用であり、かつ、妻が不動産を100%相続する場合、小規模宅地等の特例が適用できるため、居住用土地は8割評価が減り、2割課税となります。この評価減を最大限受けられると仮定すると改正後は、課税される遺産総額は5,300万円 ( $1,000万円 + (5,000万円 - 4,000万円 \times 80\%) + (3,000万円 - 500万円)$ ) となり、課税対象額は500万円 ( $5,300万円 - 4,800万円$ ) となります。

細かい話は抜きにして、居住用宅地に関しては、誰が相続するかによって上記のような課税対象額に差が生じる点にも注意しなければなりません。

## その他の相続税改正

相続税の改正では、下の税率改正がある他、未成年者や障害者の控除について若干上乘せされるなどの改正もあります。

まずは改正後の基礎控除額の計算をするところからはじめ、この機会に改めて財産の見直しを検討するとよいでしょう。

改正前		改正後	
課税対象額	税率	課税対象額	税率
1,000万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%
3,000万円以下の金額	15%	3,000万円以下の金額	15%
5,000万円以下の金額	20%	5,000万円以下の金額	20%
1億円以下の金額	30%	1億円以下の金額	30%
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
—		3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
—		6億円超の金額	55%



## 労務情報

# 3月分より協会けんぽの健康保険料率が引き上げられました

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率は、昨年大幅な引き上げが行われましたが、平成23年3月分（5月2日納付分）についても全都道府県でその料率が引き上げられています。今回の引き上げにより、全国の平均保険料率は9.34%から9.50%となりました。

### 平成23年3月分からの協会けんぽの健康保険料率

都道府県別の平成23年3月分からの協会けんぽの健康保険料率は下表の通りです。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は、北海道と佐賀県の9.60%です。一方、もっとも低いのは長野県の9.39%です。このように都道府県によって0.21%もの開きが出ています。

また、満40歳から64歳までの従業員が被保険者となっている介護保険についても、保険料率の引き上げが行われています。こちらは全国一律となっており、3月分から1.51%となっています。両保険料率を変更するとともに、介護保険の被保険者については保険料の控除漏れがないかを確認しておきましょう。

都道府県別平成23年3月分からの協会けんぽの健康保険料率

支 部	新保険料率	支 部	新保険料率	支 部	新保険料率
北海道	9.60%	石川県	9.52%	岡山県	9.55%
青森県	9.51%	福井県	9.50%	広島県	9.53%
岩手県	9.45%	山梨県	9.46%	山口県	9.54%
宮城県	9.50%	長野県	9.39%	徳島県	9.56%
秋田県	9.54%	岐阜県	9.50%	香川県	9.57%
山形県	9.45%	静岡県	9.43%	愛媛県	9.51%
福島県	9.47%	愛知県	9.48%	高知県	9.55%
茨城県	9.44%	三重県	9.48%	福岡県	9.58%
栃木県	9.47%	滋賀県	9.48%	佐賀県	9.60%
群馬県	9.47%	京都府	9.50%	長崎県	9.53%
埼玉県	9.45%	大阪府	9.56%	熊本県	9.55%
千葉県	9.44%	兵庫県	9.52%	大分県	9.57%
東京都	9.48%	奈良県	9.52%	宮崎県	9.50%
神奈川県	9.49%	和歌山県	9.51%	鹿児島県	9.51%
新潟県	9.43%	鳥取県	9.48%	沖縄県	9.49%
富山県	9.44%	島根県	9.51%		





## 経営情報

# 策定した経営計画は 何に使うのか

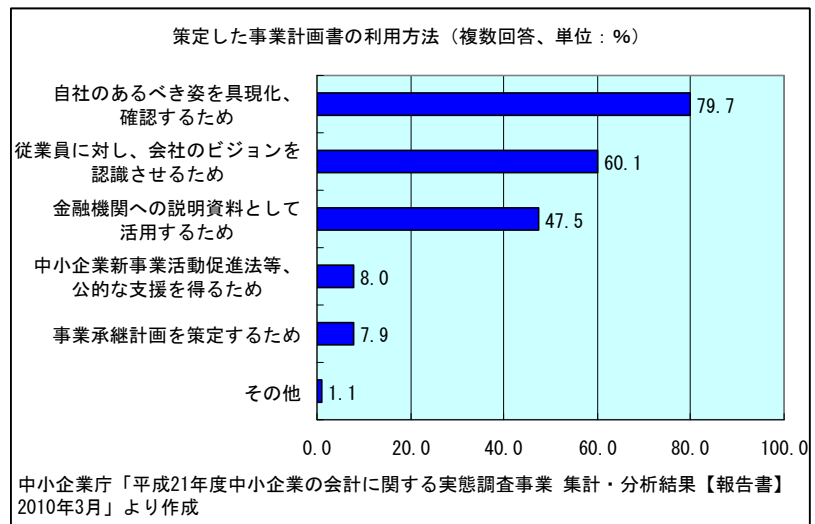
4月は新年度の始まりであり、新たな経営計画のスタートという会社も多いと思われませんが、貴社では経営計画や事業計画など（以下、経営計画という）は策定していますか。策定している場合、どんな目的で使われていますか。

ここでは、平成22年11月に発表された中小企業庁の調査（\*）から、中小企業における策定した事業計画書の利用方法に関する結果を紹介します。

## あるべき姿やビジョンを示す

策定した事業計画書の利用方法として最も多かった答えは、「自社のあるべき姿を具現化、確認するため」の79.7%です。次いで「従業員に対し、会社のビジョンを認識させるため」が60.1%となりました。

調査対象の半数以上の中小企業が、自社のあるべき姿や会社のビジョンを認識させるために利用していることがわかります。



## 経営計画は経営の羅針盤

上記調査結果にみられるように、自社のあるべき姿やビジョンを示すことで、社員さんも進むべき方向がみえ、全社一丸となって目標に向かって取り組むことも可能になります。自社の進むべき道や問題点が明らかになれば、やるべきことがより明確になり、社員さんの目標も具体的に設定することが可能になります。経営計画は企業経営における羅針盤として不可欠のものだといえましょう。

なお上記調査によると、事業計画書を策定していない企業は調査対象の約30%に達しています。伸びている企業は経営計画を策定し、機会を設けて社内へ浸透させています。企業の成長発展には全社が同じ方向を向いて仕事を行うことが欠かせません。そのためにも経営計画は不可欠な要素だといえます。経営計画を策定していない経営者の方は、ぜひ経営計画を策定してみてください。

また、企業の抱える課題や問題点は1年だけでなく数年かけて改善、解決していかなくてはならないものがあります。ですから、1年だけの短期計画ではなく、3～5年の中期計画を策定するのが好ましいでしょう。

（\*）平成22年11月発表の「平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】2010年3月」建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、飲食業・宿泊業、不動産業、サービス業の中小企業から8,000件を抽出し、平成21年12月～平成22年1月にかけて実施された調査で、回収率は25.1%となっています。詳細は以下の中小企業庁のサイトで確認できます。  
[http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/101109kaikei\\_enquete.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/101109kaikei_enquete.htm)



## 医業情報

# 医師や看護師などの 初任給に関するデータ

4月は新年度の始まりです。新入職員が加わるという医療機関もあることでしょう。ここでは、新入職員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

### 初任給が増加している職種が多い

#### 医療業の職種別初任給の推移

人事院が毎年発表している「民間給与の実態（職種別民間給与実態調査の結果）」（\*）から、直近3年間の医師や薬剤師、看護師など医療関連職種別の初任給の推移を示すと、右のようになります。

		平成20年	平成21年	平成22年	対前年増減率
		(円)			(%)
医師		381,773	383,717	442,926	15.4
薬剤師		206,385	212,351	222,611	4.8
診療放射線技師		191,880	191,124	199,608	4.4
栄養士	大学卒	172,874	180,023	187,376	4.1
	短大卒	159,393	162,653	152,145	-6.5
看護師		203,397	204,156	206,362	1.1
准看護師		170,340	176,112	173,812	-1.3

人事院「民間給与の実態」より作成

職種別の主な特徴は以下の通りです。

- 医師  
対象職種の中では最も初任給が高い。金額は増加傾向にあり、22年には21年に比べて15.4%も増加している。
- 薬剤師  
医師に次いで初任給が高い職種。医師と同様に金額は増加傾向にある。
- 診療放射線技師  
医師、薬剤師、看護師に次いで4番目に初任給が高い職種。21年には金額は減少したが、22年には増加に転じている。
- 栄養士  
短大卒は対象職種の中で最も初任給が低い。大学卒の金額は増加傾向にあるが、短大卒は22年に6.5%の減少に転じた。
- 看護師  
医師、薬剤師に次いで初任給の高い職種。医師、薬剤師と同様に金額は増加傾向にある。
- 准看護師  
22年の金額は20年よりは高いものの、21年に比べ減少している。

今年の初任給はどのような状況になるでしょうか。

（\*）民間給与の実態（平成22年職種別民間給与実態調査の結果）  
各年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の事業所を対象にした調査です。  
詳細は以下の人事院のサイトで確認できます。  
[http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/minn/22\\_minn.htm](http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/minn/22_minn.htm)

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2011年4月

## お仕事備忘録



1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

3. 平成23年度の雇用保険料率

4. 国民年金保険料の引下げ

5. 労働者名簿の調製

6. 新入社員のオリエンテーション

7. 暖房器具等の清掃、格納

### 1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

### 2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

### 3. 平成23年度の雇用保険料率

平成23年度の雇用保険料率は据え置きとなりました。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の15.5	1000分の9.5	1000分の6
農林水産・清酒製造の事業	1000分の17.5	1000分の10.5	1000分の7
建設の事業	1000分の18.5	1000分の11.5	1000分の7

### 4. 国民年金保険料の引下げ

4月より国民年金保険料が引下げられ、月額15,020円となります。

### 5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

### 6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、漏れのないように注意します。また新入社員への配布物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配布すると、提出もれを防止できます。

- ◆主な説明内容
  - ◇労働条件の説明
  - ◇社内ルール
  - ◇諸届の方法
  - ◇年間行事予定
- ◆主な渡し物
  - ◇貸与物品
  - ◇配付物品
- ◆主な提出物
  - ◇誓約書
  - ◇身元保証書

### 7. 暖房器具等の清掃、格納

もう暖かくなりますので、不必要となる暖房器具などの清掃をし、格納をします。不良箇所などは後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	金	大安	
2	土	赤口	
3	日	先負	
4	月	仏滅	
5	火	大安	清明
6	水	赤口	
7	木	先勝	
8	金	友引	
9	土	先負	
10	日	仏滅	
11	月	大安	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	赤口	
13	水	先勝	
14	木	友引	
15	金	先負	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	土	仏滅	
17	日	大安	
18	月	赤口	
19	火	先勝	
20	水	友引	穀雨
21	木	先負	
22	金	仏滅	
23	土	大安	
24	日	赤口	
25	月	先勝	
26	火	友引	
27	水	先負	
28	木	仏滅	
29	金	大安	昭和の日
30	土	赤口	●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分）※5月2日期限 ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告）※5月2日期限 ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ※5月2日期限 ●安全衛生教育実施結果報告 ※5月2日期限